

西都市新農業戦略事業 (共同機械導入事業)

魅力ある農業の基盤整備や新しい農業戦略の構築を図るため、西都市新農業戦略事業補助金を交付しています。

本事業は事前申請が必要です。申請順に受け付け、補助事業予算の上限に達したら終了となりますので、ご検討される団体はお早めに裏面問い合わせ先までご相談ください。

■ 補助の対象者、対象となる事業・経費・補助金の額

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	事業内容例
共同機械導入事業	<ul style="list-style-type: none">・市内に居住し、及び主たる事務所を有する農業者3経営体以上で組織する団体(ただし、認定農業者または認定新規就農者を2経営体以上含むこと)・市内に主たる事務所を有する農事組合法人	共同機械の購入費等	補助率2分の1以内、限度額50万円	<ul style="list-style-type: none">・トラクター等の汎用作業機械を除く機械・農業用ドローン

■ 注意事項

- 市税の滞納をされている場合は**対象となりません**。
- 他の補助事業を受けている場合は**対象となりません**。
- 交付決定前に購入している場合は**対象となりません**。
- 複数の機械等の購入はできません。(付属品は除く。)
- 3年に1回の事業となります。
※共同申請人の中に令和6・7年度に交付決定されている方がいる場合は**対象となりません**。

■ 事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業実施が対象です。

■ 手続き関係

1. 事前相談
まずは電話や来庁にて概要をご相談ください。
申請メンバーの氏名・住所、機械を使用する面積、購入時期などの聞き取りをします。
提出内容 ① 機械の見積書
「団体名・代表者宛の見積書」を取得してください。
付帯設備等がある場合は「一式」「フルセット」などとせず、各金額が分かるような記載を依頼してください。
② 購入する機械のパンフレット
2. 補助金交付申請
提出内容については、個別に説明しますが概ね下記のとおりです。
提出内容 ① 交付申請書（事業予算書・事業計画書を添付）
② 団体名簿
③ 団体規約
④ 共同申請書（代表者以外の全員分）
⑤ 市税完納証明書原本（全員分）
⑥ 通帳のコピー（団体名義）
⑦ 誓約書※ドローン購入の場合
⑧ 農業者であることが分かる書類（確定申告書等）のコピー
※認定農業者でない方がいる場合
3. 実績報告
納品後、1ヶ月以内の実績報告書の提出をお願いします。提出内容については、個別に説明しますが概ね下記のとおりです。
提出内容 ① 実績報告書（事業実績書・収支決算書を添付）
② 支出を証明する書類の写し
領収書のコピー、振込依頼書のコピーなど
③ 納品が確認できる使用前の機械の写真
4. 利用状況報告
共同機械導入事業の場合は原則、事業の竣工後6か月以内に利用状況報告（共同利用日誌・写真等）の提出をお願いします。

■ 補助金支払い

補助金の支払いは原則精算払（後払い）です。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、概算払（前払い）により交付します。

精算払の場合は、実績報告書ならびに請求書提出から約1ヶ月後に団体名義口座への振り込みとなります。

概算払の場合は、請求書提出後、約1ヶ月後に団体名義口座への振り込みとなります。

■ 問い合わせ先

西都市役所 農林課 農政企画係 電話：43-0382（直通）